

屋外広告物適正化旬間に合わせ、 屋外広告物パトロールを実施しました!!

屋外広告物の適正化を推進するため、毎年9月1日から9月10日までを「屋外広告物適正化旬間」に設定し、屋外広告物法及び条例の普及啓発や違反屋外広告物に対する意識啓発等の取組を全国的に実施しています。

岩手県の取組み

屋外広告物適正化旬間に合わせ、屋外広告物の許可審査事務を行っている14の公所において、違反屋外広告物の一斉パトロールを行ったほか、屋外広告物条例の周知、違反屋外広告物の是正指導など屋外広告物の適正化を推進する取組みを実施しました。

パトロールで把握した違反屋外広告物（許可申請をせずに表示・掲出している広告物）については、今後指導し是正を図っていきます。

パトロールで把握した
違反屋外広告物の件数

539件



©わんこきょうだい

9月10日は
屋外広告物の日

昭和48年9月10日に「屋外広告業」が明確に定義づけされた「屋外広告物法」の一部改正案が国会で成立。

日本屋外広告業団体連合会では、これを業界として歓迎し、昭和49年に9月10日を「屋外広告物の日」に制定しました。

屋外広告物の日に合わせ、平成22年から9月1日～10日を「屋外広告物適正化旬間」に設定し取り組んでいます。



パトロールの様子

屋外広告物とは…

屋外広告物の定義：

次の4つの条件を満たすものをいいます。

- ①常時又は一定の期間継続して、
 - ②屋外で、
 - ③公衆（不特定多数の人）に、
 - ④看板、立看板、はり紙や広告板、建物その他の工作物等に、
- ⇒表示等されたもの。



屋外広告物を表示等する場合には、許可が必要です。（一部除外あり）
また、屋外広告物を表示等する物件を設置する者又は管理する者は屋外広告物の管理義務が生じるとともに、点検を行う必要があります。（一部除外あり）